

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実強化に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どものゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は二〇二八年度までに三十五人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるためにさらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 一 教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での三十五人学級を計画的に推進すること。

- 二 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実及び必要な財源措置を講ずること。

- 三 さらになる少人数学級を推進するとともに、複式学級の解消に向け必要な支援を講ずること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年六月二十六日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	森英介殿
参議院議長	関口昌一殿
内閣総理大臣	高市早苗殿
総務大臣	林芳正殿

文 財
部 務
科 務
学 大
大 大
臣 臣

松 片
本 山
洋 さ
平 つ
殿 き
殿 殿